

林業・木材産業者が活用できる支援（3／3）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>小学校休業等対応助成金</p>	<p>【小学校休業等対応助成金】 コロナの影響で臨時休業等した小学校等に 通う子どもの世話が必要となった保護者 である労働者に対し、<u>有給（賃金全額 支給）の休暇（労働基準法上の年次有給 休暇を除く）</u>を取得させた事業主に対し て<u>助成</u>（令和2年2月27日から令和3年3月 31日まで）</p>	<p>支給額：<u>休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10</u> （令和2年2月27日から令和2年3月31日までの有給休 暇） ・1日当たり助成額上限：8,330円 （令和2年4月1日から令和3年3月31日までの有給休 暇） ・1日当たり助成額上限：15,000円</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助 成金コールセンター TEL：0120-60-3999 受付時間9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p style="text-align: center;">もっと知りたい</p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所 のうち未加入の事業所の場合、厚生労働 省への申請に先立ち、<u>林野庁が発行する</u> <u>「農業等個人事業所に係る証明書」</u>が必 要。</p>
<p>休業した労働者への 支援</p>	<p>【新型コロナウイルス感染症対応休業支 援金・給付金】</p> <p>新型コロナウイルス感染症及びそのま ん延防止の措置の影響により休業させら れた中小企業の労働者のうち、休業中に 賃金（休業手当）を受け取ることができ なかった労働者に対して支給。 （令和2年4月1日から令和3年2月28日ま での休業に適用）</p>	<p>支給額： <u>休業前の1日当たり平均賃金 × 80% × 休業実績</u></p> <p>1日当たり支給額上限： 11,000円</p>	<p>厚生労働省新型コロナウイルス感染症対 応休業支援金・給付金コールセンター TEL：0120-221-276 受付時間（月曜～金曜）8:30～20:00 （土日祝）8:30～17:15</p> <p style="text-align: center;">もっと知りたい</p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所 のうち未加入の事業所に雇用されている 場合、厚生労働省への申請に先立ち、<u>林 野庁が発行する「農業等個人事業所に係 る証明書」</u>が必要。</p>
<p>地代・家賃の負担を 軽減し、事業継続を 下支えするための支 援</p>	<p>【家賃支援給付金】 テナント事業者のうち、中堅企業、中 小企業、小規模事業者、個人事業者等で5 月～12月において、以下のいずれかに該 当する者 ・<u>いずれか1カ月の売上高が前年同月比で 50%以上減少</u> ・<u>連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で 30%以上減少</u></p>	<p>給付額は、申請時の直近支払家賃月額に基づき算出 される給付月額の6倍（6ヶ月分） 給付率：2/3 給付上限額：法人50万円／月 個人事業者25万円／月 ※（法人）支払家賃月額が75万円／月を超える場合、 給付率1/3で最大50万円追加給付 （個人事業者）支払家賃月額が37.5万円を超える 場合、給付率1/3で最大25万円追加給付</p>	<p>中小企業庁総務課 TEL：03-3501-1768</p> <p style="text-align: center;">もっと知りたい</p>